

可知おむすびクラブ運営規約

第1条（会の目的）

「可知おむすびクラブ」準備・運営の業務を円滑に進め、子ども達と、地域の人たちが親睦を深め、すこやかで、楽しくのびのび過ごせる場を作ることを目的とする。

第2条（名称）

この会の名称を以下のとおりにする。

「可知おむすびクラブ」

第3条（事務局所在地）

岡山県岡山市

第4条（会員）

岡山市に住んでいることを、参加の条件にする。

第5条（役員）

この会に以下の役員を置く。

第6条（役員の任期）

役員の任期は2019年4月1～2021年3月31日までとする。

第7条（代表）

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。副代表は代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。

第8条（運営）

おおむね年12回の活動を開催する。運営開銀議事は、出席者の過半数の同意を持って決定する。

第9条（会費）

会費は各回徴収、原則これを財源に運営費用として充てるものとする。

第10条（規約改正）

この規約は、会員の過半数の同意をもって改正する事ができる。